

第3回 消費者の財産被害に係る行政手法研究会 議事要旨

1. 日 時：平成23年11月15日（火） 10:00～12:00
2. 場 所：消費者委員会大会議室1（山王パークタワー6階）
3. 出席者：
 - <委員>
小早川座長、磯辺委員、江野委員、鹿野委員、川出委員、佐野委員、
島岡委員、曾和委員、中川委員、町村委員、吉川委員
 - <オブザーバー>
法務省民事局 小林参事官、
国民生活センター相談情報部 鈴木情報提供課長
 - <消費者庁（事務局）>
福嶋長官、松田次長、川口審議官、堀井消費者制度課長、黒田消費者政策課長、
南企画官
4. 議 題：
財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について③
5. 議事概要：

I. 振り込め詐欺救済法関連

振り込め詐欺救済法に関し、全国銀行協会より口座凍結手続について、消費者庁消費者政策課より消費者庁による取組について説明。

説明を踏まえての委員等からの意見・議論の主な内容は次のとおり。

〔以下、委員・オブザーバーからの発言を○、全国銀行協会からの発言を△と表記〕

- 口座凍結時における、金融機関における対応はどのようなものか。
- △ オレオレ詐欺など個人による犯罪の場合、クレームにまで発展することは多少あるが、犯罪利用かどうかは判断しやすいので、確信を持って対応している。
一方、利殖詐欺など法人による犯罪の場合は、営業実態を装っているため、犯罪利用かどうかの判断は難しく、口座凍結した場合には、クレームにまで発展することがほとんどである。
- 被害金額の配分状況はどのようになっているのか。
- △ 昨年の預保納付金の具体的使途に係るPTで出した数字としては、被害者への返金率は49%、失権した89億円中の44億円となっている。返金額の平均は1人当たり89,377円（ヤミ金では10万円弱。）となっている。

一方で、警察庁での振り込め詐欺被害の総額は 82 億円で、これを被害者数で割ると 1 人当たり約 120 万円程度となり、返金額と開きがある。

- 被害者への連絡はどのように行っているのか。
- △ 被害者への連絡は、情報提供元に協力を依頼するとともに、各銀行でフリーダイヤルを設けるなどして対応している。

また、振込履歴から所在を特定できる方には、銀行から連絡しており、その関係では相応のコストがかかっている。
- 口座凍結は、口座名義人と金融機関との契約約款に基づいて対応しているものもあり、金融機関は一定のリスクを負って行っていると思うが、どこからの情報提供に基づいて行う口座凍結が効果的なのか。
- △ 振り込め詐欺救済法に基づき口座凍結する場合と、約款に基づく場合との両方あるが、どちらにしても警察からの情報提供による場合が最も効果が大きい。

また、クライアントから依頼を受けている弁護士からの口座凍結要請については、「金融機関の口座凍結後に発生するクレームには弁護士が対応する」といった旨表明している日本弁護士連合会統一の口座凍結依頼書によって依頼があるため、銀行としては対応しやすい。
- 不確定な情報に基づく情報提供が増えた場合、対応としてどのような変化が想定されるか。
- △ 法の目的からして、金融犯罪に繋がるおそれがあるものは、通知が増えたとしても、犯罪の検挙・未然防止のためにも、対応すべきであると考えられる。そのため、不確定な情報であっても、犯罪行為と立証される展望があるのなら、迅速性の観点から、一旦凍結することは可能である。

なお、実際は警察から通知があった後に、金融庁や消費者庁などから通知が来るケースが多いが、警察からの情報提供は別格であるが、金融庁や消費者庁などからの情報には一定の限界があるものと思われる。
- 消費生活センターでは、預金口座の犯罪利用に確信が持てないなか、積極的に通知するようにしているが、通知件数は多いほうが良いということはあるのか。
- △ 口座凍結の決め手となるのは、通知件数ではなく、銀行自身が確認できる口座の動きである。実務的に警察以外から通知があった場合には、情報提供元には警察にも情報提供していただくよう依頼している。

- 弁護士や警察は、誤った通知による訴訟リスクも覚悟して通知をしている。一方で、消費生活センターの場合は、誤った通知をした場合の責任問題の発生をおそれ、躊躇しているように見える。
- 単に情報提供するだけではなく、提供することによって何らかの行政措置をとることが必要ではないか。
- 消費者庁としては、警察や各省庁との情報共有が重要であり、金融機関が口座凍

結を行うか否かの判断をしやすくすることが重要であろう。

Ⅱ. 主要論点に対する考え方の方向性について

事務局より資料3に基づき説明。

説明を踏まえての委員等からの意見の主な内容は次のとおり。

① 行政措置の対象及び発動要件

- 行政措置の対象について、「誰が見ても悪質な行為」に限定することは厳しすぎるのではないか。
- 行政措置の内容に応じて発動要件を検討すべきではないか。
- 発動要件について、明確性と重大性のほか、悪質性についてもこれまで議論してきているが、悪質な事案については、違法収益のはく奪や保全制度といった強力な行政措置の発動要件として検討すべきであり、現在検討している行為の取り止めの発動要件には、悪質性まで不要なのではないか。
- 発動要件における明確性については、現行の消費者安全法にて「消費者事故等」として規定されている行為で十分ではないか。
- 緊急性がある場合に限り行政措置の対象とすると狭くなるので、緊急性のない場合もまた対象とし、行政措置の内容で「緊急の場合」と「そうでない場合」とを区分すべきではないか。
- 消費者庁と各省庁で実効性を図ることを前提として、他の法律に行政措置がない事案を対象とすることには賛成である。
- 他の法律の行政措置の有無について調査するとなると、時間がかかるのではないか。消費者安全法全体に関わる話ではあるが、他の法律の要件・効果との関係は、中長期的な課題として検討していく必要があるのではないか。
- 各省庁の行政措置との関係では、措置要求を行わないまでも、現状は情報提供などを行っていると思われるので、こういった点を強化する仕組みもまた併せて検討する必要があるのではないか。
- 架空取引を行政措置の対象とするのは理解できるが、それだけでは範囲が狭いのではないか。例えば、特定の効用があるとしてある商品が販売されており、実際にはその効用はなかったものの、商品自体にはそれなりの価値があるといった場合も対象に含めるべきではないか。
- 「一方的に」とすると、例えば、はじめに利益を得させておいて後で損をさせるという事案については行政措置の対象にはならないのではないか。

- 競馬必勝法のような情報商材は、消費者も一定の利益を得ているとの事業者側からの反論もあり得るところ、「一方的に侵害する」とまでいえるか。
- 「対価性を著しく欠いている」とするなど、発動要件について立法技術的に工夫していただきたい。
- 「一方的に」という用例は、消費者契約法第 10 条から引用していると思うが、これは契約条項に関する規定であり、今回の行政措置の対象として想定している取引全体に係る発動要件とすると、不都合が生じないか。
- 「一方的に侵害する不当な取引」には、消費者事故等のうち、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある取引は入らないのではないか。

② 行政措置の内容

- 罰則は行政措置の実効性を確保するためには機能しないのではないか。例えば、強制執行についても検討すべきではないか。
- 必ずしも勧告を前置する必要はないのではないか。
- 内容全般については賛成であるが、果たしてこれだけで十分な対応は可能だろうか。難しいことは承知しているが、更に強力な行政措置が必要にはならないか。例えば、アメリカでは行政命令に違反した場合に強制金を賦課する制度がある。
- 生命・身体事案において譲渡制限や回収命令があるように、財産事案においては原状回復命令を置く必要があるのではないか。

Ⅲ. 次回（第 4 回）について

これまでの議論において、「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」に係る論点について一定の整理がされたため、次回については、これまでの議論を集約し、取りまとめに向かう形で議論を行うこととなった。

(以 上)

※ 本議事要旨は議事の内容を、暫定版として事務局の責任で取りまとめたものであり、今後修正があり得ます。

[問合せ先]
消費者庁消費者制度課
TEL: 03-3507-9128
FAX: 03-3507-9279